

第三十五号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第十三条第一号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）

第十七条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条第一号イに規定する職員による育児休業の承認の請求及び同条例第十三条第一号の規定による東京都規則で定める職員による部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正等を踏まえ、育児休業及び部分休業をすることができる職員の範囲を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。